

固定資産価格の縦覧などを行います

固定資産価格等の縦覧

固定資産税の納税者（土地・家屋の所有者）が、町内の他の土地・家屋との価格（評価額）の比較ができるように、平成21年度の土地・家屋の価格などが登録されている「土地価格等縦覧帳簿」と「家屋価格等縦覧帳簿」を次のとおり縦覧します。

縦覧場所 役場税務課

縦覧期間 4月1日(水)～30日(木) 午前8時30分～午後5時15分

土曜・日曜日、祝日は除く。

縦覧の対象

- ・ 土地価格等縦覧帳簿
土地の所在、地番、地目、地積、価格が記載されています。
- ・ 家屋価格等縦覧帳簿
家屋の所在、家屋番号、種類、構造、床面積、建築年、価格が記載されています。
土地の所有者は「土地価格等縦覧帳簿」を、家屋の所有者は「家屋価格等縦覧帳簿」をご覧になることができます。

手数料 無 料

写しの交付 不 可

縦覧に必要なもの

- ・ 納税者本人であることが確認できるもの（納税通知書または課税明細書など）
- ・ 納税者以外の方は、委任状および代理人本人であることが確認できるもの（官公署発行の書類など）

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳の納税者本人に関する部分については、いつでも閲覧できます。また、借地人・借家人などの方も閲覧できます。

閲覧場所 役場税務課

閲覧期間 通常の役場の業務時間内

手数料 200円

縦覧期間（4月1日～30日）の間は無料

写しの交付 可（手数料1枚10円）

閲覧に必要なもの

- ・ 本人であることが確認できるもの
- ・ 借地人などについては、その権利を示す書類（賃貸契約書など）
- ・ 本人以外の場合は、委任状および代理人本人であることが確認できるもの

審査の申出

自己の所有する固定資産の価格に不服がある場合は、固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができます。審査申出期間は、4月1日から納税通知書の交付を受けた日後60日までです。ただし、平成21年度に新しく登録された価格に限りません。

問い合わせ先 税務課固定資産税係 ☎(48)111(内218)

愛知県警察からのお知らせ

“もしかして!?”お寄せください、その直感!!
～あなたの一言が犯人逮捕につながります～

オウム真理教は平成7年3月20日の地下鉄サリン事件など無差別テロを行った団体です。オウム真理教関連事件で手配している平田信、高橋克也、菊地直子の3人はいまだ逃走を続けています。

3人は皆さんの身近に潜んでいるかもしれません。どんな小さな情報でも構いませんので最寄りの警察・交番まで通報をお願いします。

フリーダイヤル ☎012(0060)024(オウム24時)

愛知県警 ☎052(951)1611

ホームページ <http://www.npa.go.jp/>（警察庁） <http://www.pref.aichi.jp/police/>（愛知県警）

問い合わせ先 半田警察署 ☎(21)0110